

平成 28 年度第 1 回松前町総合教育会議 議事録

- 1 日 時 平成 28 年 6 月 30 日（木）午後 10 時 55 分～午前 11 時 17 分
- 2 場 所 松前町役場 3 階 301 会議室
- 3 出席者 <松 前 町>岡本町長
<教育委員会>本馬教育長、坪内教育委員、玉野教育委員
渡部教育委員、郷田教育委員
<事 務 局>岡本教育委員会事務局長、米澤学校教育課長、
仲島社会教育課長
<会 議 進 行>山本総務課長
- 4 議 事 (1) 松前町ホッケー公園の管理に係る事務の補助執行に係る協議
について

5 議事内容

【総務課長】

ただ今から、平成 28 年度第 1 回松前町総合教育会議を開催いたします。
まず始めに岡本町長が開会の御挨拶を申し上げます。

【町長】

みなさんこんにちは。

いつもお世話になっております。今年の梅雨は特に雨が多い梅雨になって
おります。今日は一休みということで、その分暑くなるかもしれません。

大変お忙しい中を、総合教育会議に御出席いただきましてありがとうございます。
いしました。

さて、先般 6 月 18 日に松前町のホッケー場が落成をいたしました。18 日に
は、中村知事御自身に御出席をいただきまして立派に落成式を行うことが出
来ました。今後は、先般、愛媛新聞に記事が掲載されましたとおり、教育委員
会の皆様にも御協力をいただきながら、このホッケー場を活かした、ホッケー
のまちづくりを積極的に進めていきたいと考えているところでございます。

今日は、そのホッケー場の管理につきまして、教育委員会の事務職員の方に
補助執行をお願いしたいということで、あらかじめ総合教育会議におきまし
て御審議をいただくということでお集まりいただきましたところでございま
す。どうか、忌憚のない御意見をいただきますよう、お願い申し上げまして、
簡単ではございますが、ごあいさつといたします。どうぞよろしくお願いいた
します。

【総務課長】

それではさっそく議題に入りますが、松前町総合教育会議設置要綱第 6 条
では、会議の公開を規定しております。本会議は公開するものとされておしま

す。本日傍聴希望者がおりませんので御報告いたします。

引き続き設置要綱第4条第1項の規定によりまして、町長が議長となります。今後の会の進行は岡本町長にお願いいたします。

【町長】

それでは議長を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず議事に入ります前に、設置要綱第7条第2項の規定によりまして、議事録の署名者を指名したいと思います。渡部委員と郷田委員の2名を指名させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは早速議事に入ります。

議題1の松前町ホッケー公園の管理に係る事務の補助執行に関する協議につきまして事務局の説明をお願いします。

(1) 松前町ホッケー公園の管理に係る事務の補助執行に関する協議について

【総務課長】

それでは、松前町ホッケー公園の管理に係る事務の松前町教育委員会事務局職員に対する補助執行に係る協議について御説明いたします。

松前町ホッケー公園の管理に係る事務を松前町教育委員会事務局職員に補助執行させるため、地方自治法第180条の2の規定に基づき、教育委員会に協議をさせていただきたいと考えていることから、あらかじめ、総合教育会議にお諮りするものであります。参考資料2は、その根拠法令を抜粋したものであります。

この度、松前町ホッケー場が、松前町町民グラウンドに完成いたしました。松前町町民グラウンドと松前町健康増進センターは、教育施設であり、その管理につきましては、教育委員会の権限に属する事務であり、社会教育課が所管しております。

今回、松前町ホッケー場の整備に伴い、松前町町民グラウンド及び松前町健康増進センターを含め、「松前町ホッケー公園」と改称し、都市公園法に基づく都市公園として管理することとしたため、6月定例議会で、そのための条例を改正しました。参考資料3が、その改正条例であります。改正前と改正後を新旧対照表で表したもので、改正部分に下線を引いております。最後のページを開けていただきますと、下線を引いているところの別表1、改正前においては、有料公園施設は松前公園だけでしたが、新たに松前町ホッケー公園を追加するもので、松前町ホッケー公園の使用料と併せて追加しております。また参考資料1でございますけれども、これはこの上位法であります都市公園法を抜粋したもので、第2条の2は都市公園の設置を規定したものでございます。松前町ホッケー公園の供用開始をする際、公園の区域などを定め公

告することにより設置されるものであることから公告案のとおり、告示することとしております。

都市公園の管理は、町長の権限に属する事務であり、本来ならば、町長部局において処理すべきところですが、前身の松前町町民グラウンドや松前町健康増進センターは、先に述べたとおり教育施設であり、これまで、その管理に係る事務は、教育委員会事務局社会教育課で所掌してきたことから、都市公園となった後においても、引き続き社会教育課で事務を処理する方が、効率的、かつ、円滑な事務が行えると判断したものであります。

本日、調整が整いましたら、書面にて教育委員会と正式に協議し、回答をいただいた後、参考資料４にあります、町長部局の権限に属する事務を教育委員会事務局職員に補助執行させる事項を定めた、現行の「松前町教育委員会に対する補助執行に関する規則」第２条第４号及び第５号を改正し、新たに松前町ホッケー公園の管理に関する事務を追加します。

なお、補助執行事務の施行日は、松前町ホッケー公園の供用開始日と同日の７月１日からと考えております。

以上で説明を終わります。

【町長】

事務局の説明が終わりました。ただいまの事務局説明に対しまして、御意見・御質問がございましたらよろしくお願いいたします。

【渡部委員】

もともと町民グラウンドは、今度廃止するこの設置及び管理の条例でやっていたんですね。

【町長】

町民グラウンドですか。

【渡部委員】

はい。

【町長】

教育施設の条例で管理していました。

資料３の７ページ、附則を見ていただいたらと思いますが、教育施設として個別条例を設けて、松前町町民グラウンドの設置及び管理に関する条例と松前町健康増進センターの設置及び管理に関する条例を設けて設置管理をしております、これをあわせて廃止をしております。また、教育施設としての使用料につきましては３項にあります松前町教育施設使用料条例で徴収するようにしておりましたので、その部分を削除して、完全に教育施設から都市公園に移管をしたわけであります。

【渡部委員】

都市公園とされた理由は。

【町長】

施設をバラバラで管理するよりも、都市公園である松前公園と同様の形で効率的に管理するほうが良いという考え方により、松前町ホッケー公園を都市公園に統合しました。

【渡部委員】

都市公園にするメリットは。

【町長】

想定できるメリットは、今、頭の中にはありませんが、松前町ホッケー公園の管理に関する事務を教育委員会に補助執行をお願いすると、社会教育課の所管となります。社会教育課では、現在、松前公園の管理に関する事務を所掌しており、今、松前公園は指定管理者制度を導入して指定管理者に管理していただいています。

松前町ホッケー公園につきましても、国体までは町の直営で管理を行いますが、国体終了後、一般のみなさまに広く使用していくことを考えていかなければならない時点になりましたら、松前公園と同様、指定管理者制度にする方向で考えております。

【郷田委員】

ホッケー場の使用料は、町内町外関係なく金額は同じですか。

伊予高校ホッケー部が使いたいといっても 1000 円、松山南高校が使用しても 1000 円、同じ扱いになりますか。

【教育委員会事務局長】

町外の団体が使用する場合は 2 割増になります。

本日の資料にはありませんが、附則の注 4 において、町内居住者以外の者が使用する場合は、上記料金の 20 パーセントを乗じて得た額を加算すると規定しています。

【郷田委員】

伊予高が使用する場合もこの料金になりますか。

【教育委員会事務局長】

今の町民グラウンドの貸出では、伊予高は松前町の社会教育関係団体として登録がありますので、関係団体として使用料は半額になっています。ホッケー公園の場合、伊予高は、町内の団体になりますので、1 時間 1000 円が通常料金になりますが、社会教育関係団体につきましても、町民グラウンドにおける使用料と同じになるように考えております。

【渡部委員】

この使用料は、利用者一人あたりの料金ですか。

【教育委員会事務局長】

ホッケー場全面、1時間あたりの使用料です。

【町長】

先ほどの社会教育関係団体の登録であるということで安くするというのは、参考資料3の5ページにあります15条の使用料の減免規定に基づいて、規則で定める形で減額したいと思っております。

【渡部委員】

ちなみに伊予市のホッケー場の使用料はどうなっていますか。

【社会教育課長】

松前町の場合、1時間単位の使用料としております。伊予市の場合は午前・午後といった区分で使用料が規定されていたように記憶しております。使用料金については、正しく覚えていませんが、時間単位の料金は本町と同じではなかったと思います。

【渡部委員】

ホッケー場の使用料は、松前公園と同じように1面1時間という考え方で料金設定しているのでしょうか。

【社会教育課長】

松前公園と同じ考え方で料金を設定していますが、ホッケー場と違う点は、松前公園の場合は、東面・西面という半分に区割りして貸出をしております。ホッケー公園についても同様に検討させていただきましたが、ホッケー場には区割りが無いということで、全面のみによる使用料を設定させていただきました。

【町長】

それでは、ほかに御意見もございませんので、松前町ホッケー公園の管理につきまして、平成28年7月1日から松前町教育委員会事務局職員に補助執行させるということで、あらためて書面をもって教育委員会に協議をさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上で議事を終了いたします。円滑な御審議に御協力をいただき、ありがとうございました。